

目次

1. 地方税分野における番号制度の利用場面	2
2. マイナンバーの利用範囲の拡大	9
3. マイナポータルの利用	14

1. 地方税分野における番号制度の利用場面

地方税分野における番号制度の利用場面

①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

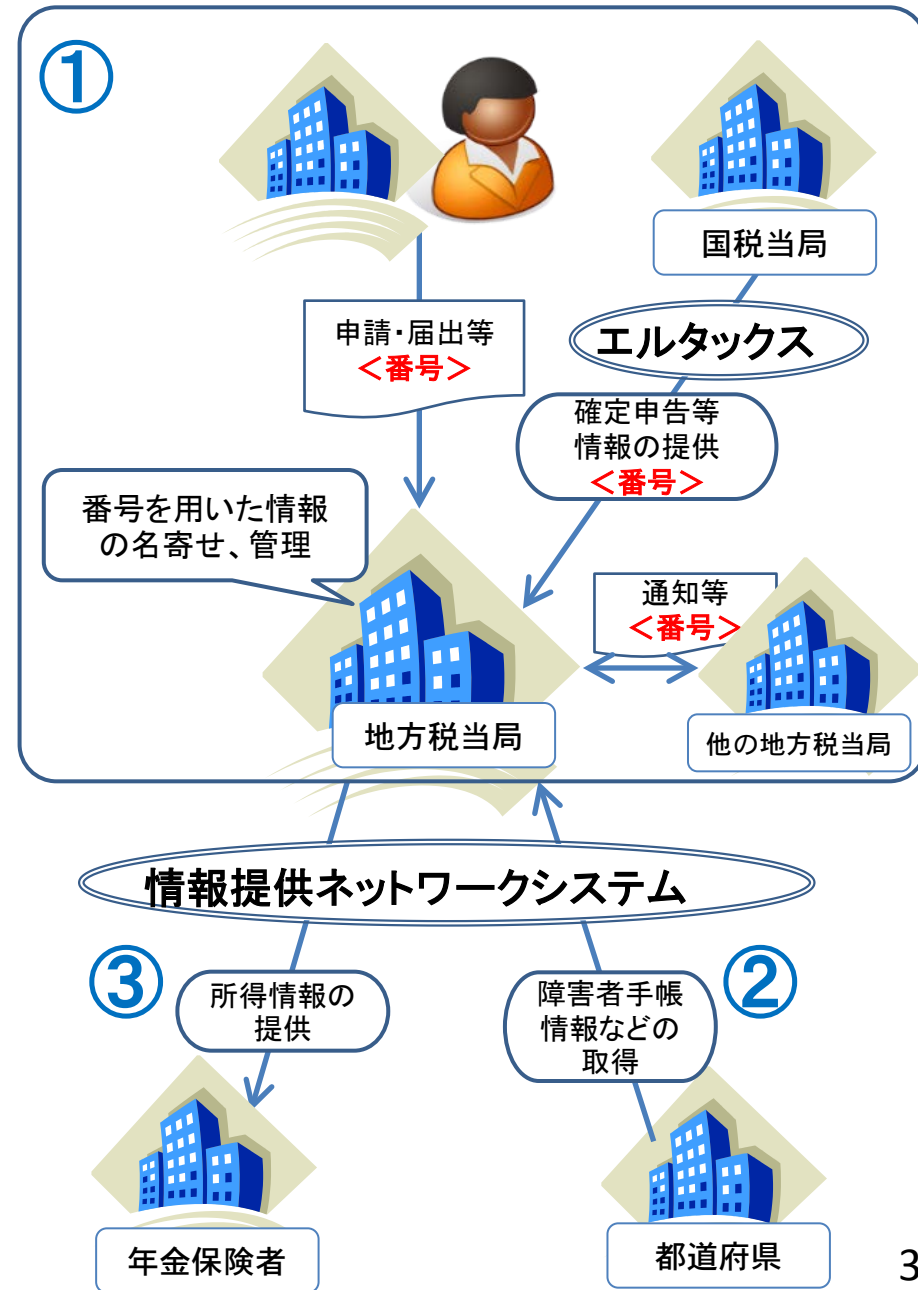
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約4,700万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,300万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,100万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

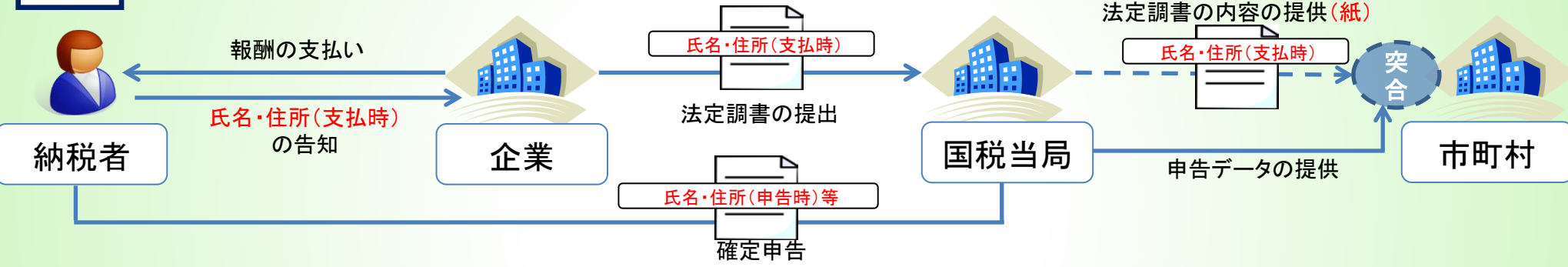
- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

～地方税分野における番号制度の利用場面～

支払調書の名寄せの精度向上について

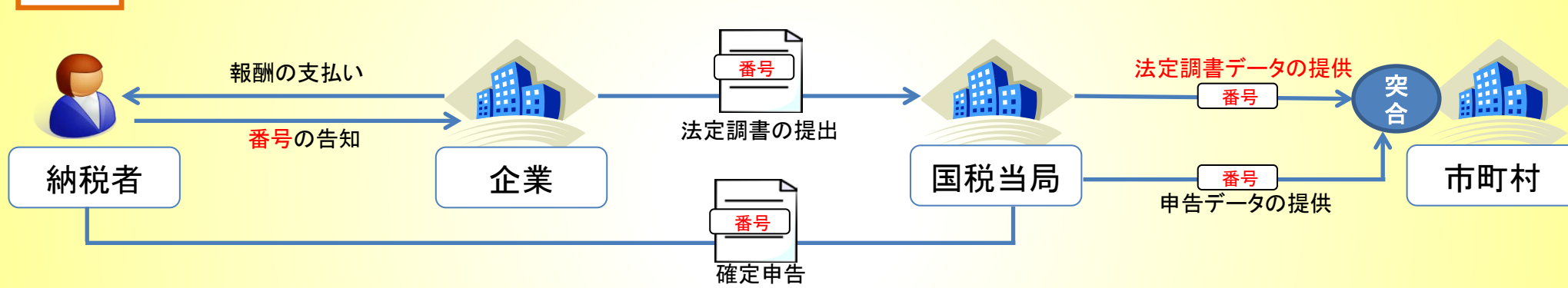
国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



- 氏名・住所による法定調書と確定申告の突合は困難(原因:記載ミス、転居、氏名の変更、外字)
- 市町村が国税当局から情報提供を受けている法定調書は、一部を除いて電子データの提供はされておらず、多くの団体は手作業で突合

今後



- オンライン提供を受けた法定調書データについては、システムにより番号を用いて正確、効率的に申告情報と法定調書の内容を突合

効率的、的確な所得の確認、未申告者の洗い出しが可能に

～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

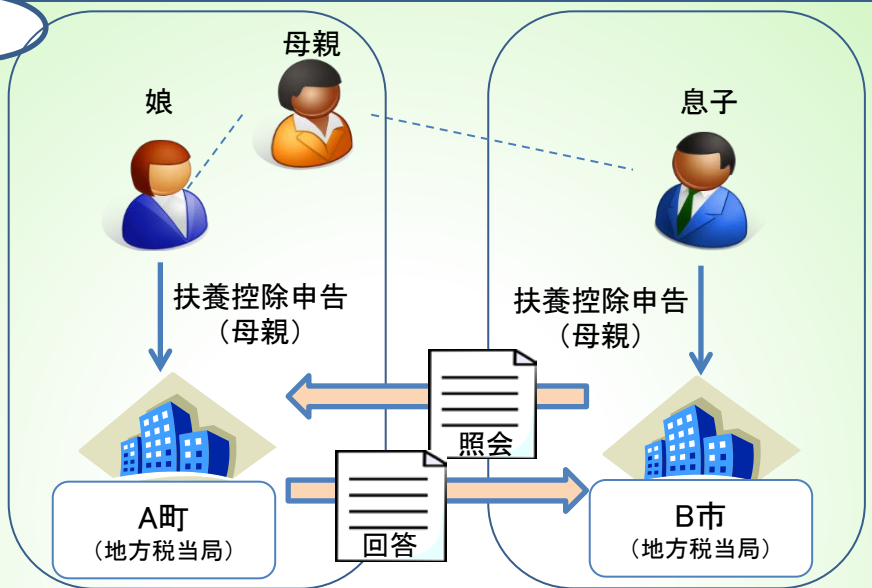
税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

～地方税分野における番号制度の利用場面～

扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、扶養者と被扶養者が別の市町村に居住している場合、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現

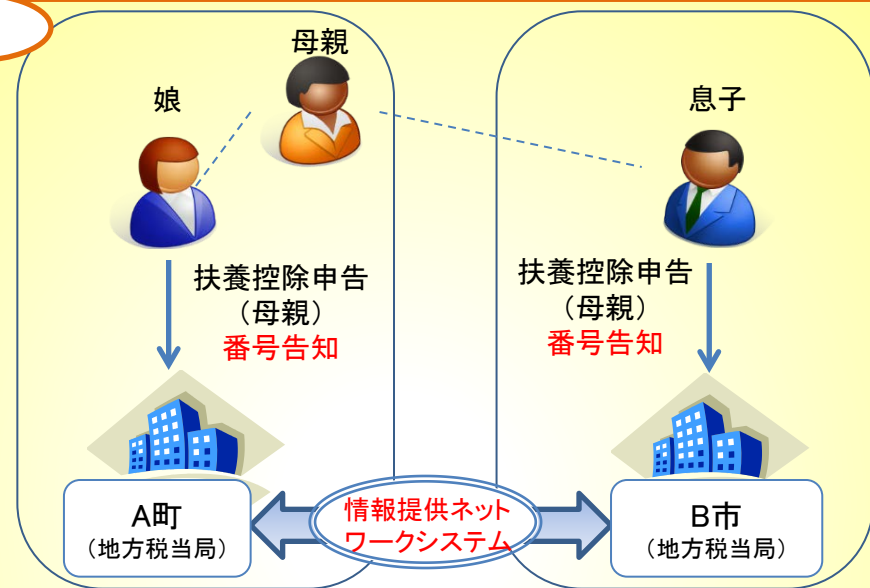
現状



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA町に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA町に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA町にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

今後



情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A町は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成27年7月現在)。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

2. マイナンバーの利用範囲の拡大

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成25年6月14日閣議決定）抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法・地方税法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預貯金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。(平成30年1月からの利用開始を予定)

(注) 内閣官房において関係の法律改正を一括法案として平成27年3月10日提出。

【行政機関等】

- 〔 預金保険機構 〕
- 〔 地方自治体・年金事務所等 〕
- 〔 税務署 〕

マイナンバー付で
預貯金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預貯金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定
等を整備
(税務当局は現行法で
照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】

【国税通則法・地方税法改正】
照会に効率的に対応することができるよう、預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

番号を
告知

【預貯金者】

預貯金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課
されない

【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預貯金口座等に対する付番状況を踏まえて、必要と認められるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

政府税制調査会における論点整理

政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ論点整理（平成26年4月）（抄）

Ⅱ. 具体的検討事項

（2）社会保障や税の給付と負担の公平化

②負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障

- 今後の社会保障制度改革の方向性を示した「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日とりまとめ）においても、「これまでの「年齢別」から、「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである」とするなど、社会保障の給付や負担の適正化の観点から、資産・所得把握の必要性について言及されている。
- 社会保障の負担については、現在、社会保険料は主として勤労所得や年金所得を基に徴収されているが、利子所得などの金融所得も含めた所得に基づいて徴収することにより負担能力に応じた公平な負担となるとの意見があった。また、社会保障の給付面では、生活保護、求職者支援制度について資産要件が付されているが、適正な申請を確保し、制度の信頼性を維持するためには、マイナンバーを活用した所得・資産の把握を進めることが必要との意見もあった。

③ マイナンバーを活用した環境整備

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。他方、税・社会保障のいずれの分野においても金融資産・固定資産等の把握には課題が存在することから、社会保障分野における所得要件は住民税の課税情報等により運用されているという実情も踏まえ、税と社会保障の両面からマイナンバーを活用した環境整備を進めるべきである。

（固定資産）

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。したがって、固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。
- 地方自治体からすると、固定資産の捕捉は非常に大事であり、登記の段階で番号が付番され、それが自治体に送られてくれば非常に業務がやりやすい、との意見もあった。

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

(1) 歳入改革

① 歳入増加に向けた取組

(基本的考え方)

「デフレ脱却・経済再生」を加速することにより、経済成長と税収増をより確実なものとする。あわせて、「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現する。

(改革の基本方針)

- i) 経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等に伴う税収拡大の実現・企業の新陳代謝、労働の移動を促進する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支える。こうした取組による「経済構造の高度化、高付加価値化」を通じて新たな税収増を実現する。
 - ・ 「公的サービスの産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、経済全体に占める企業等民間のシェアが向上し、課税ベースが拡大することで、新たな税収増を生み出す。
- ii) 課税等インフラの整備
 - ・ マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。
- iii) 税外収入の確保
 - ・ 国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的に確保していく。

3. マイナポータルの利用

マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報
の閲覧

②情報提供等記録表示
国や自治体などの中の間特定個人情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報
自治体などからの予防接種や年金介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言

マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく

マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能

税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービス（イメージ図） （マイナポータル画面のイメージ）

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム

電子私書箱 ■ よくある質問 ■ お問い合わせ 検索 ■ 音声読み上げによる閲覧 ■ English

官民から送付されてくるあらゆるドキュメントを受領できる電子的な私書箱。例えば、確定申告に必要な生命保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書を電子私書箱で受領・保存することができるなど、他の手続きに必要な書類の受け皿としても使用することが可能

マイナポータル



国税・地方税・年金等に関する手続き

例：所得税（住宅ローン控除、医療費控除等）
贈与税 等

国税に関する手続き

- ・申告手続き
- ・納付手続き
- ・その他申請・届出 等

例：自動車税・軽自動車税 等

地方税に関する手続き

- ・申告手続き
- ・納付手続き
- ・その他申請・届出 等

各サイトに移動する際は、IDやパスワードの入力を要しない（※）など、あらゆる手続きをシームレスに完結

年金に関する手続き

- ・国民年金保険料の納付手続き
- ・免除申請
- ・その他申請・届出 等

その他社会保障に関する手続き

（※）初回は別途ログインが必要

> お知らせ

平成29年x月xx日 今日から確定申告が始まりました

平成29年x月xx日 ○オオ見予防接種のご案内

平成29年x月xx日 国民年金保険料の納付手続きはお済ですか？

平成29年x月xx日 国民年金保険料の免除を受けられるかもしれません

平成29年x月xx日 自動車税の納期限は○月○日です。

平成29年x月xx日 医療費通知が届いています

プッシュ型通知サービスの活用により、例えば、国民年金保険料未納者に対して納付を促したり、免除該当者に対して免除手続きの案内を通知することが可能に

インターネットバンキングやクレジットカード決済を活用し、インターネット上での納付が可能に

マイナポータルの利用場面について

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(抄)

(具体的施策の内容)

(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム決定)

1. 国民の利便性向上

(1) 個人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-1 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供	<p>国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。</p> <p>その際、マイナポータルの新たな機能を活用し、年金保険料の納付や免除手続等に関するきめ細かい情報提供、入力省力化、オンライン納付、アクセスデバイスの多様化等の利便性の高いサービスを一体的に提供する。</p>
1-2 国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)の導入	<p>国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせて、①通知機能を活用して、免除に該当する可能性のある者に対して免除手続に関する情報を提供し、②当該者がマイナポータルを利用して簡便に免除申請を行えるような仕組(通称「ワンクリック免除申請」)の導入を図る。</p>
1-3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	<p>医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータルに通知するとともに、②各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。</p>
1-4 マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	<p>国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータルに通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにする。</p>

(2) 法人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-10 源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)の様式統一化と提出一元化	<p>現在、国税の源泉徴収票と地方税の給与支払報告書は、それぞれ国と地方に提出されているが、マイナンバーの利用開始に合わせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組を構築する。</p>